

令和5年第5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和5年5月25日(木)

午後 2時40分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長, 竹下委員, 西川委員, 有田委員, 平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本参事兼人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長, 木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第23号 竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について

議案第24号 竹原市教科用図書採択地区調査員の委嘱について

議案第25号 竹原市社会教育委員の委嘱について

議案第26号 令和6年度使用教科用図書の採択基本方針について

議案第27号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(令和5年度教育委員会関係補正予算案)

報告・協議 竹原市立学校適正配置について

○高田教育長 ただいまから, 令和5年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

お諮りいたします。議案第23号及び第24号は委員への働きかけを防止するため, 議案第27号及び報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし, 議事の運営上, 議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第23号及び第24号は委員への働きかけを防止するため、議案第27号及び報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。

はじめに、議案第25号「竹原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第25号「竹原市社会教育委員の委嘱について」でございます。議案書10ページをご覧ください。社会教育法第15条第2項の規定により、竹原市社会教育委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。11ページをご覧ください。本案は、竹原市社会教育委員の任期が、令和5年5月31日をもって任期満了となるため、別紙の方をその後任の委員に委嘱しようとするものでございます。委員の区分につきましては、学校教育関係者から2名、社会教育関係者から7名、家庭教育活動をしている者から3名、学識経験者から1名の計13名を委嘱しようとするものでございます。13ページをご覧ください。根拠法令にありますように、社会教育法第15条第2項及び竹原市社会教育委員設置条例第1条第2項の規定により、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することになっております。14ページをご覧ください。委員候補者について各団体に推薦を依頼し、候補者を選定いたしました。旧委員から変更となっているのは、竹原市中学校校長会、竹原市PTA連合会、竹原市ボランティアグループ連絡協議会、東広島竹原人権擁護委員協議会から選出の候補者です。なお、学識経験者につきましては、岩本正則委員が退任の意向を示されましたので、元校長で現在中通小学校学校運営協議会委員であり会長として活動されている吉岡克昭氏に

委嘱したいと考えております。社会教育委員の活動については、社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の諮問に応じ意見を述べたり、必要な調査研究を行うこととなっております。基本的には、教育委員会事務局が提示した計画案等を審議いただいております。任期については、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となっております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 先ほど14ページでご紹介があった団体から学校長とPTA联合会除いて、団体からの推薦の方で変わっているのは、代表者の方が変わったという意味合いではなくて、その団体からの推薦された方が変わったという理解でよろしいでしょうか。

○堀川課長 代表者に委員になっていただいているものではなくて、団体の中から推薦をいただいております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第25号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第26号「令和6年度使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第26号「令和6年度使用教科用図書の採択基本方針について」でございます。議案書16ページをご覧ください。令和6年度使用教科用図書の採択基本方針を示しております。また18ページには、令和6年度義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書に係る採択基本方針を示しております。これらの採択基

本方針等について教育委員会の承認を求めるものでございます。それでは16ページにお戻りください。その基本方針にありますように、今年度は、令和6年度に使用する教科用図書のうち、1の(1)のア、イ2つの教科用図書について採択を行います。まず、ア 小学校用教科用図書についてです。小学校では、前回の採択を令和元年度に行いましたが、観点の変更はありません。学習指導要領の趣旨に則って、子供たちの学びの姿や今後求められる指導方法等を加味した5つの観点を設定しております。(ア) 基礎・基本の定着、(イ) 主体的に学習に取り組む工夫、(ウ) 内容の構成・配列・分量、(エ) 内容の表現・表記、(オ) 言語活動の充実でございます。これらの観点を先ほど申し上げました学習指導要領の趣旨に照らし合わせながら各教科書会社の調査を行っていきます。また、イに関わっては、特別支援学級の児童生徒に関わる一般図書についての観点を示しております。18ページには採択基本方針を掲載しております。これは例年の基本方針であり、変更等はありません。調査の詳細につきましては、この後の議案で説明させていただきます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和5年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和5年5月25日 午後2時40分閉会